

大口町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーの利用の促進及び町民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「設備」とは、別表第1に掲げるものをいう。また、「建売住宅供給者」とは、建売住宅に設備を設置する計画を有し、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日までに工事を完了し、販売できる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、町税を滞納していない者で、かつ、次に掲げる各号のいずれかを満たすものとする。この場合において、大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者は対象としない。

- (1) 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に設備を設置しようとする者
- (2) 町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて設備を設置しようとする者
- (3) 町内において自ら居住するため建売住宅供給者から設備付き新築住宅を購入しようとする者（以下「購入者」という。）
- (4) その他町長が特に必要と認める者

2 前項第1号から第3号までに掲げる住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設

備の設置に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助対象経費が別表第2に掲げる額を下回る場合は、当該経費を超えない額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設備を設置する工事に着工する前、又は設備付き住宅の引き渡しを受ける前に、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置に要する経費の内訳が記載されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 設備を設置しようとする住宅の位置図
- (3) 設備を設置する工事に着工する前の現況写真（ただし、購入者を除く。）
- (4) 設備の仕様書（製造者名、型式及び製造番号、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 建売住宅供給者は、購入者が未定の場合は、当該購入者に代わって前提の規定に基づく申請書を町長に提出することができる。

3 補助金の申請は、設備の種類ごとに1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(工事着工届の提出)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、工事着工届（様式第3）を町長に提出しなければならない。ただし、購入者についてはこの限りではない。

- 2 前項の場合において、当該期間内に提出がなかったときには、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

（計画変更）

第9条 交付決定者は、工事の内容に変更が生じた場合は、速やかに住宅用地球温暖化対策設備設置事業計画変更承認申請書（様式第4）を町長に提出しなければならない。ただし、交付の決定を受けた額を増額する申請はすることができない。

- 2 前項の場合において、建売住宅供給者が、交付決定者の変更をしようとするときは、計画変更承認申請書に売買契約書を添えて、当該年度の3月10日までに提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申請を取下げたものとみなす。

（計画変更の承認）

第10条 町長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第7条の規定による決定を変更し、住宅用地球温暖化対策設備設置変更承認通知書（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書（様式第6）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 工事が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力需給契約に係る系統連系・受給開始の通知を受けた日
- (2) すべての設備の設置工事又は設備付き新築住宅の購入に係る支払いが完了した日
- (3) 住所を定めた日

- 3 第1項の場合において、当該期間内に提出がなかったときには、当該交付の申

請を取下げたものとみなす。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書(様式第7)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書(様式第8)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(処分の承認申請)

第14条 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書(様式第9)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 法定耐用年数の期間内に当該設備を処分したとき。

2 前項第4号の規定により補助金を返還する場合の額は、当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 自己の責めに帰すべき事由以外の事由で設備を処分する場合

(2) その他町長がやむを得ない事情があると認める場合

(協力)

第16条 町長は、交付決定者に対して、必要に応じて設備に関するデータの提供等の協力を求めることができる。

(その他必要事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する

(大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱の廃止)

2 大口町住宅用地球温暖化対策設置費補助金交付要綱（令和3年大口町告示第50号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。この場合において、旧要綱の規定による補助金の交付を受けた者はこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者とみなし、旧要綱第12条から第15条までの規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

| 設備名 | 設備の内容 |
|----------------------|--|
| 住宅用太陽光発電システム | 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもので、太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計10キロワット未満の設備に限る。 |
| 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） | 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。） |
| 家庭用燃料電池システム | 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。） |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>定置用リチウムイオン蓄電システム</p> | <p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。）</p> |
| <p>電気自動車等充給電設備</p> | <p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの（愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象として指定された未使用のものに限る。）</p> |

別表第2 (第5条関係)

| | 設備名 | 補助金の額 |
|--|---|---|
| 単 独 補 助 | 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) | 1基につき1万円 |
| | 家庭用燃料電池システム | 1基につき10万円 |
| | 定置用リチウムイオン蓄電システム | 1基につき10万円 |
| | 電気自動車等充給電設備 | 1基につき5万円 |
| 組 み 合 わ せ に よ る 補 助 | 住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 定置用リチウムイオン蓄電システム | 設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。) に1万3,200円を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、16万2,800円を限度とする。 |
| | 住宅用太陽光発電システム 住宅用エネルギー管理システム (HEMS) 電気自動車等充給電設備 | 設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値 (単位はキロワットとし、小数点第3位以下を四捨五入して得た値。ただし、出力4キロワットを超えるシステムにあつては、4キロワット。) に1万3,200円を乗じて得た額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、11万2,800円を限度とする。 |

別表第3（第11条関係）

| | 設備名 | 添付書類 |
|--|----------------------|-----------|
| 単 独 補 助 | 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） | ①、③、④、⑦、⑧ |
| | 家庭用燃料電池システム | |
| | 定置用リチウムイオン蓄電システム | |
| | 電気自動車等充給電設備 | |
| 組 み 合 わ せ に よ る 補 助 | 住宅用太陽光発電システム | ①、②、③、④、⑤ |
| | 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） | |
| | 定置用リチウムイオン蓄電システム | |
| | 住宅用太陽光発電システム | ⑥、⑦、⑧ |
| | 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） | |
| 電気自動車等充給電設備 | | |

添付書類一覧

- ① 設備の設置工事に係る領収書の写し
- ② 設備の製造者名、型式、製造番号、最大出力値、使用枚数が分かるものの写し
- ③ 設備の製造者名、型式、製造番号及び保障開始日が分かるものの写し
- ④ 設備の設置後の現況を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの又は、設備並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）
- ⑤ 電気事業者との太陽光契約を証する書類の写し
- ⑥ 電力会社へ提出した「再生可能エネルギー発電設備に関する系統連系申込書兼電力販売申込書（低圧連系）」の写し、もしくは、それに類する書類の写し
- ⑦ 住民票の写し
- ⑧ その他町長が必要と認める書類